

# 国土形成計画法における「海域」について

野々山 和 宏\*

## A Study of Ocean and Coastal Areas in the National Land Sustainability Plan Act

Kazuhiro Nonoyama\*

### Abstract

On July 2005, the “Bill for partial amendments to the Comprehensive National Land Development Act and other laws in order to promote sustainable development of the national land” was passed and declared. This Bill suggested the fundamental revision of former Comprehensive National Land Development Act to the National Land Sustainability Plan Act. The new “National Land Sustainability Plan” includes a new item on utilization and conservation of ocean and coastal areas. The purpose of this paper is to analyze some issues of “ocean and coastal areas” in discussions at the National Land Council.

**Keywords :** National Land Sustainability Plan Act, ocean and coastal areas, National Land Council

### 1. はじめに

2005(平成17)年12月、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」が施行され、新たな国土計画制度がスタートした。これにより、1950(昭和25)年に制定された国土総合開発法は「国土形成計画法」に改正され、国土総合開発法を根拠法とした全国総合開発計画は「国土形成計画(全国計画)」となった。現在、その計画策定に向けて国土審議会計画部会等で調査審議が行われている。

今回の国土計画制度改革により、国土形成計画の計画事項に「海域の利用及び保全に関する事項」が追加された。ここでいう海域とは、排他的経済水域及び大陸棚<sup>1)</sup>を含むとされる広大な領域である。この海洋・沿岸域は近年、注目されることが多い。メタンハイドレートや海洋深層水といった海洋・海底資源の利活用、周辺国との領土・領有権主張問題や漁船による不法操業、海洋調査など話題や問題も散見される<sup>2)</sup>。

ところで、この海洋・沿岸域は旧来の国土計画が対象としていた領土とは異なり、主権が及ぶ領海のほかに限定された領域管轄権としての主権的権利を有する領域も含まれる。このような海域が何故、国土形成計画の計画対象に含まれたのであろうか<sup>3)</sup>。本稿では、この問題を考えるため、国土計画制度改革の検討経緯における海洋・沿岸域に関する論点整理を試みる。具体的には、今回の改革において中心的な役割を果たした国土審議会の

議論の中から、海域にかかわる論点を整理し、考察を加える。

なお、本稿をすすめるにあたり、若干の語句整理を行う。「海洋・沿岸域」について、国土交通省が2006(平成18)年6月に発表した「国土交通省海洋・沿岸域大綱」では、海洋を「我が国の主権が及ぶ領海(内水を含む。))並びに主権的権利及び管轄権を有する排他的経済水域(EEZ)及び大陸棚」、沿岸域を「海岸線を挟む陸域及び海域(主に内水及び領海を念頭。))の総体」と定義し、海洋と沿岸域を総称して「海洋・沿岸域」としている<sup>4)</sup>。また、「海域」は国土形成計画法に用いられた用語であり、「国土交通省海洋・沿岸域大綱」における海洋・沿岸域と同様であると考えられる<sup>5)</sup>。本稿でも、特に断らない限り「海洋・沿岸域」と「海域」を上記のように定義し、同義として用いる。ただ、海洋・沿岸域や海域は、空間的には内水や領海、排他的経済水域等の広がりをもつと同時に、地理的特性としての海岸や干潟、あるいは人工物としての港湾や臨海部等も含む。以後の議論においては、このように重層的に語句を用いる。

### 2. 国土計画制度改革の検討経緯

今回の国土計画制度改革の端緒は、1998(平成10)年3月に閣議決定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の中で「新たな国土計画体系の確立」が示されたことによる。表1は今回の国土計画制度

表1 国土計画制度改革の検討経緯

	国土審議会での審議状況		審議報告書等
	国土計画制度の検討	国土の現状・課題の検討	
1998年 (平成10年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」閣議決定 (平成10年3月)                 </div>		
1999年 (平成11年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>政策部会</b>                       「21世紀の国土計画のあり方」                 </div>		
2000年 (平成12年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土計画専門委員会</li> <li>○ 土地政策審議会 計画部会</li> </ul> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     審議経過報告                      「21世紀の国土計画のあり方」 (2000年6月)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     審議総括報告                      「21世紀の国土計画のあり方」 (2000年11月)                 </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (新)国土審議会                 </div>		
2001年 (平成13年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>基本政策部会</b>   <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                         ② 「新たな国土計画制度」の検討                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                         ① 「国土計画の新たな課題」の検討                     </div> </div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」 (2001年11月)                 </div>
2002年 (平成14年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ※部会に専門委員会等は設置されなかったが、国土交通省国土計画局内に相当する研究会が設置された (第1回基本政策部会議事録)                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」 (2002年11月)                 </div>
2003年 (平成15年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>調査改革部会</b> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">                         ● 企画運営委員会                     </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                             (2) 国土計画制度改革について                              ● 制度検討委員会                         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                             (1) 国土の総合的 点検について                              ● 地域の自立・安定小委員会                              ● 国際連携・持続的発展基盤小委員会                              ● 持続可能な国土の創造小委員会                         </div> </div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     「国土の総合的 点検状況中間とりまとめ」 (2003年12月)                 </div>
2004年 (平成16年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ※以後は、事務局において制度改正の作業が進められた(第7回調査改革部会議事録)                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     部会報告                      「国土の総合的 点検」 (2004年5月)                 </div>
2005年 (平成17年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     国土形成計画法 公布 (平成17年7月)                 </div>		

(出所) 国土交通省国土計画局総合計画課(2005)、国土審議会各部報告・議事録、国土交通省ウェブサイト等より著者作成

改革の検討経緯をまとめたものである。

この「新たな国土計画体系の確立」の要請を受け、1999（平成11）年1月に国土審議会に政策部会が設置され、「21世紀の国土計画のあり方」を検討事項とする国土計画専門委員会が置かれた。この専門委員会での検討を経て、翌2000（平成12）年6月に『国土審議会政策部会審議経過報告「21世紀の国土計画のあり方」』がとりまとめられ、全国総合開発計画及び国土利用計画全国計画を一つの計画として示すこと等が提示された。

この報告を受け、同年9月には土地政策審議会に計画部会が設置され、国土審議会政策部会とともに更なる調査審議が行われ、11月に『国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告「21世紀の国土計画のあり方」』が公表された。その後、2001（平成13）年1月の中央省庁再編に伴い、3月に新たな国土審議会の第1回会合が開催されている。

同年5月、国土審議会に基本政策部会が設置され、国土計画制度改革のための調査審議が続けられた。この基本政策部会における検討課題は大きく2つある。1つは「国土計画の新たな課題」の検討であり、もう1つは「新たな国土計画制度」の検討である。「国土計画の新たな課題」の検討では「21世紀の国土のランドデザイン」策定後の情勢変化を踏まえ、国土の新たな課題について調査審議することが目的とされた。「新たな国土計画制度」の検討は政策部会における国土計画のあり方についての議論を引き継いだものである。これらの審議を経て、11月に中間報告、翌2002（平成14）年11月『国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」』がとりまとめられた。

2003（平成15）年6月、国土審議会基本政策部会は調査改革部会に改組された。これは基本政策部会報告で示された新たな国土計画体系の方向性について、更なる検討を行うためである。検討事項は、「国土の総合的点検について」及び「国土計画制度改革について」の2項目であり、それぞれが基本政策部会報告の「国土の将来展望」部分及び「新しい国土計画制度のあり方」部分に対応し、これらの議論を引き継いだものとみることができる。

この2項目からなる検討課題を専門的に審議するため、調査改革部会には5つの専門委員会が置かれた。具体的には「国土の総合的点検」について調査審議する「持続可能な国土の創造小委員会」等の3小委員会と、「国土計画制度改革」を調査する「制度検討委員会」及び専門委員会相互間の連絡調整を行う「企画運営委員会」である。

同年7月以降、各専門委員会で集中的に調査審議が行われた。「国土の総合的点検」については12月に「国土の総合的点検」に関する検討状況中間とりまとめが公表された後、翌2004（平成16）年5月に『国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検」』がとりまとめられ

た。一方、「国土計画制度改革」については、制度検討委員会が4回開催され論点整理がなされた<sup>6)</sup>。その後、事務局等において制度改正の作業が進められ、2005（平成17）年3月に「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」（国土形成計画法案）として閣議決定され、国会に提出された。そして、国会における審議を経て7月に成立・公布されたのである。

### 3. 国土審議会の各部会での検討項目と「海域」

前述したように、今回の国土計画制度改革は6年以上にわたり調査審議が続けられてきた。その間、国土審議会には3つの部会が設置され、6つの報告がとりまとめられた。これらの報告は3部会での審議について中間報告と最終報告の形をとっており、政策形成過程における情報公開等の面から規範的な手順であるといえる。

また、同様に上記したが、この期間の国土審議会での審議内容は大きく2つに分けることができる。1つは国土計画制度の検討であり、政策部会においては「21世紀の国土計画のあり方」、基本政策部会では「新たな国土計画制度」、調査改革部会では「国土計画制度改革」として調査審議が進められた。もう1つは国土の現状・課題の検討である。この項目について政策部会では明示的な表現はない<sup>7)</sup>が、基本政策部会においては「国土計画の新たな課題」、調査改革部会では「国土の総合的点検」として調査審議された。

ここで、国土審議会の各部会での検討項目と「海域」の関係を概観する。なお、政策部会については今回議事録や配布資料が入手できなかったため、ここでは基本政策部会及び調査改革部会について述べる。

まず、基本政策部会についてであるが、2001（平成13）年5月16日開催の第1回部会に「今後の検討課題」が配布資料として提出された。この中で「国土計画の新たな課題」の1つとして、干潟の減少が指摘され、干潟等の生態系に配慮した国土の利用が検討項目に含まれている。なお、「新たな国土計画制度」の検討項目の中には、海域に関係する事項は含まれていない。

次に、調査改革部会であるが、第1回部会は2003（平成15）年6月30日に開催された。この時提出された配布資料「専門委員会の設置について（案）」の中で、調査審議事項に関する検討項目がまとめられている。それによると、沿岸域は国土資源の1つとされ、その管理の現状と課題が「新たな国土政策の構築に向けて」の検討項目の例として挙げられている。

なお、この調査改革部会には5つの専門委員会が設置されたが、このうち「持続可能な国土の創造小委員会」及び「企画運営委員会」の検討項目の中に「海域」に関係する事項が含まれている<sup>8)</sup>。持続可能な国土の創造小委員会では、「国土資源の管理」として「海洋・沿岸域の利用

表2 海域における課題の類型化

大分類	中分類	小分類
環境	環境	漂流・漂着ゴミ・漂着油による環境悪化、有害物質等を含有した底質や海底ゴミの存在 水質改善、汚水処理施設の整備 生物多様性の保護、バラスト水による生物相のかく乱
	保全	海岸侵食や砂浜等の消失の進行、地盤沈下、藻場、干潟、自然海岸の減少 閉鎖性海域での赤潮等の発生 地球温暖化等による海面上昇、海水温上昇等によるサンゴ礁への影響
	景観	プレジャーボートの放置、座礁船への対応 沿岸域(歴史的・文化的)景観の悪化
利用	利用	沿岸部での低未利用地の発生 三次元に転換するさまざまな利用の要請に対する調整の必要性
	交通	港湾整備、国際港湾の育成 国際基幹航路等の適正管理の必要性
	資源	水産資源の減少、低未利用状態にある水産資源の存在 未利用・未開発状態の自然エネルギー、鉱物・エネルギー資源
防災・安全	防災	高潮・高波・津波災害の発生、ゼロメートル地帯等の安全・防災対策 油流出事故等のリスク対策 海岸保全施設の老朽化
	安全	漁船・一般船舶による海難事故の発生 不審船・密輸・密入国・密漁の発生 港湾・漁港の保安対策の必要性

(出所)国土審議会第11回計画部会配布資料「持続可能な海洋・沿岸域の管理に向けて」、同第7回自立地域社会専門委員会配布資料「国土形成計画策定に向けて検討すべき海洋・沿岸域に関する論点」等より著者作成

と保全の状況」と「流域・沿岸域の視点からみた国土資源の総合的管理の動向」が検討項目として挙げられている<sup>9)</sup>。また、企画運営委員会については、「戦略的に取り組むべき課題」として「領土領海の保全」が触れられている<sup>10)</sup>。

このように、調査改革部会では委員会も設置されたこともあり、基本政策部会と比べて、「海域」に関する具体的な検討項目が取り上げられていることがわかる。次章では、各部会でまとめられた報告書を手がかりに「海域」について指摘された論点を整理し、考察を行う。

#### 4. 各部会における「海域」に関する指摘

本章では、各部会が国土計画制度のあり方や国土の現状・課題をとりまとめた報告書から、「海域」に関する指摘や論点を抽出し、分析を行う。

まず、準備として海域において考えられる課題の類型化を行う。前述したように、海洋・沿岸域は空間的にも地理的特性においても多様である。そのため、抱えている課題も環境や交通、安全等多義にわたる。表2は、国土形成計画(全国計画)の策定に向けて調査審議が行われている国土審議会計画部会等での資料から、海域の課題を類型化したものである。今回の分析では、この中分類を用い、それが海洋・沿岸域のどの

部分において指摘されたのかを考察する。ただ、今回の国土計画制度改革の議論では、海域を国土計画の対象にすべきとの根源的指摘もあった。このため、課題・問題点の軸に「国土観」<sup>11)</sup>の項目を設け、これらの指摘を位置づける。さらに、複数の課題にまたがる指摘に対しては総合的管理の項目を追加した。なお、海域の空間軸には地理的特性の項目のほか、漠然とした海(あるいは抽象化された海)に関する指摘も存在したため、イメージとしての「海域」の項目を追加した。

これらの分類軸を用いて、各部会報告における海域に関する指摘をまとめたのが表3である。各部会では計画制度と国土の現状・課題の検討が分けられて議論・報告されているため、この2つを区別して表記した。なお、前記したが、各部会報告は中間・最終報告の形をとっている。今回の分析では、最終報告をベースに表を完成させ、中間報告で触れられていなかった点<sup>12)</sup>については白抜きで表した。

では、表3を基に各部会での海域についての指摘を検証しよう。まず、政策部会である。ここでは、計画制度についてのみ検討が行われていたこともあり、海域に関する指摘は1点だけであった。しかし、報告書本文に「国土は、我が国の陸域(地下空間を含む。)及び海域(排他的経済水域を含む。)を中心とした空間(p.4)」とあるように、従来の国土計画が主に陸域のみを対象とし

表3 各部会報告における海域に関する指摘

凡例 ■:計画制度検討からの指摘 ●:国土の現状・課題検討からの指摘（白抜きは最終報告での追加分）

●政策部会(土地政策審議会計画部会)審議総括報告「21世紀の国土計画のあり方」(2000年11月)

国土計画の対象 「国土観」	イメージ としての 「海域」	空間としての海域				地理的特性			
		内水	沿岸域	海洋	全体	人工的		自然的	
						港湾	臨海部	海岸	干潟
環境	環境 保全 景観								
利用	利用 交通 資源								
防災・安全	防災 安全								
総合的管理									

※ 今回「『21世紀の国土計画のあり方』審議経過報告」は未入手のため最終報告のみカウント

●基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」(2002年11月)

国土計画の対象 「国土観」	イメージ としての 「海域」	空間としての海域				地理的特性			
		内水	沿岸域	海洋	全体	人工的		自然的	
						港湾	臨海部	海岸	干潟
環境	環境 保全 ● 景観	●	●		□				●
利用	利用 交通 資源					●			
防災・安全	防災 安全								
総合的管理			□		■				

●調査改革部会報告「国土の総合的点検」(2004年5月)

国土計画の対象 「国土観」	イメージ としての 「海域」	空間としての海域				地理的特性			
		内水	沿岸域	海洋	全体	人工的		自然的	
						港湾	臨海部	海岸	干潟
環境	環境 保全 ● 景観	●●	●		●			●●	●●
利用	利用 交通 資源		●●			●●●●	●●		
防災・安全	防災 安全		●	●●●	●	●			●
総合的管理			●○		□				

ていた点<sup>13)</sup> から考えると大きな意味を持つといえる。

次に、基本政策部会についてみると、政策部会報告に比べて指摘が増えていることがわかる。これは国土の将来展望という形で、国土の現状・課題が議論されたことによると考えられる。その内容は環境・保全面が多く、沿岸域や干潟といった比較的近海を対象としている。ただ、最終報告で追加された点を見ると、本文に「我が国の国土は、(中略)陸域及びその約12倍に相当する広大な排他的経済水域を含む海域とからなり(まえがき)」とあり、より具体的に海域を捉えていることがわかる。また、計画制度検討からの指摘は、最終報告で大きく加筆されており<sup>14)</sup>、その内容は特に沿岸域についての総合的管理が強調されている(本文p.22)。

最後に、調査改革部会についてであるが、先の2部会に比べて指摘が大幅に増加した。その要因は専門委員会を設置し、国土の総合的の点検を集中的に行ったためであろう。課題も広範囲に展開され、海域全体が幅広く網羅的に指摘されている。ただ、海域が国土計画の対象との認識が共有され、取立てて国土観やイメージとしての海域についての指摘はない。このことは、海域において捉えられる課題が個別具体的に先鋭化したことを表しているといえよう。指摘として顕著なのは、港湾における交通利用面であり、国際港湾の育成等が課題とされている<sup>15)</sup>。また、海岸・干潟の環境保全や海洋における資源利用についても指摘が多い。そして、防災・安全面からはじめて指摘がなされた<sup>16)</sup>。なお、最終報告で追加された指摘をみると、計画制度の検討面から「海洋・沿岸域の総合的・計画的の管理の推進等が必要(本文p.155)」と「目指すべき“国のかたち”と国土計画」の章で述べられている点が興味深い。

## 5. むすびにかえて

以上のように、本稿では今回の国土計画制度改革の検討経緯における海洋・沿岸域に関する論点を整理し、分析を加えた。この結果、改革の検討初期では海域を国土計画の対象として捉えるべく議論が行われ、その後着実に計画対象として定着していったことが確認できた。また、海域に関する課題の指摘に関しては、干潟や沿岸域の環境保全の指摘から、次第に港湾の交通利用や海洋の資源利用、さらに防災・安全面の指摘へと広がる過程を一定程度把握した。これらの分析から、国土計画の計画対象に海域が含まれ、それが空間的にも分野的にも拡大していった経緯の一端は明らかになったと考える。本章では今後検討すべき課題を列挙し、むすびとしたい。

まず、今回の分析では未入手の資料もあり、海洋・沿岸域に関わる全ての検討経緯が明らかになったとはいえない。あわせて、公表されていないインフォーマルな資料も存在する<sup>17)</sup>。これらを踏まえ、検討経緯についての更なる把握が必要である。また、政治学等で用いられ

るアクター論に依拠した政策過程論的分析も必要であろうが、国土審議会等の場合、審議委員がある程度固定的であることを考えると分析に工夫の余地が残る。

次なる研究課題として、海洋・沿岸域における国土形成計画の実効性の問題がある。限定された管轄権しか及ばない排他的経済水域や大陸棚等において、国土形成計画はいかなる指針を示すことができるのか。この問題はその理論的考察を必要とすることは言を俟たないが、現実的に対応策を検討することも重要である。近年、海洋・沿岸域に係る提言が多くなされており、海洋基本法の制定の議論も行われている<sup>18)</sup>。なお、国土形成計画(全国計画)は、2007(平成19)年中頃までを目途に閣議決定する予定であるという<sup>19)</sup>。これら現実の動向を踏まえ、着実に研究を進めていく必要がある。

## 注

- 1) 排他的経済水域や大陸棚は、国連海洋法条約上、沿岸国の管轄権として「主権の権利」が認められているが、内水や領海における「主権」とは異なる。なお、国際法の観点からの既往研究としては、水上(2002)等。
- 2) 詳しくは海上保安庁(2006)等を参照のこと。なお、寺島(2006)は「東アジアでは、海洋法条約の発効により各国の海域が重なり合い、競合が激しい」とした上で、隣国・対岸国との境界画定について「今までは、人の住まない海の上のこととして曖昧な部分を残していた海域の管理が避けて通れなくなった」と述べている(p.20)。
- 3) なお、この点に関連して今野(2006a)は近隣諸外国との関係不安定に触れ、「国土政策は内政であるとの単純な取り組みでは済まない問題でもある」と指摘している(p.68)。
- 4) 厳密には海洋と沿岸域を空間的なスケールのみで切り分けることはできない。この点は後述する。
- 5) ただし、国土交通省ウェブサイトに掲載されている英文による国土形成計画の紹介の中で、「海域」は“coastal areas (including items concerning exclusive economic zones and continental shelf)”と説明され、「海洋」は明確に述べられていない([http://www.mlit.go.jp/english/2006/b\\_n\\_and\\_r\\_planning\\_bureau/01\\_duties/New\\_NLSP\\_060515.pdf](http://www.mlit.go.jp/english/2006/b_n_and_r_planning_bureau/01_duties/New_NLSP_060515.pdf))。
- 6) 国土交通省国土計画局ではこの時期、国土計画制度改革のための法案を2004(平成16)年の通常国会に提出するべく作業を進めていたが、手戻り等があり延期した。その後、事務局において制度検討委員会の各委員から意見聴取しつつ制度改正の作業が進められた。詳しくは第2回及び第3回、第7回調査改革部会議事録等を参照のこと。なお、野々山(2006)はこの点について若干の考察を試みている。

- 7) ただし、政策部会には「21世紀の国土のグランドデザイン」の推進方策等に関して、戦略推進専門委員会が設置され調査審議が行われた（国土庁編（2000）p.179）。
- 8) なお、国際連携・持続的発展基盤小委員会の検討事項の中には国際・国内交通に関する項目があり、この点から港湾整備等について課題が指摘されている。
- 9) 第1回持続可能な国土の創造小委員会配布資料「持続可能な国土の創造小委員会の検討事項（案）」。
- 10) 第1回企画運営委員会配布資料「企画運営委員会検討事項とスケジュール（予定）（案）」。
- ただし、以後の5回の委員会で領海についての明示的な言及は議事録を読む限り確認できない。
- 11) 2006（平成18）年3月に行われた「新たな国土形成計画における海洋・沿岸域の位置付け」に係る有識者座談会において「日本では排他的経済水域（EEZ）の存在を主権的権利の拡大とだけ捉えているのに対し、隣国は領土の拡大と捉え、また海域を国有財産と明確にするなど、国土観は国によって異なる。」との意見があった（計画部会第7回自立地域社会専門委員会における配布資料）。今回の分析では「国土観」を国土（計画）の範囲をどこまでとするか、という視点から用いる。
- 12) この点については、部会の後半の議論等により追加されたと考えられる。
- 13) 後述する基本政策部会報告の中で「これまでの国土計画は、陸域の利用、開発、保全を主たる計画対象としてきた」と指摘されている（p.22）。
- 14) 第6回基本政策部会において、日本は海洋大国であり、海域は資源や防災、環境もすべて絡むとの指摘がある（第6回基本政策部会議事録pp.22-23）。
- 15) 例として、「近隣諸国の主要港湾を凌ぐ港湾コスト・サービスを目指すスーパー中枢港湾の育成やコンテナターミナルへのアクセス、港湾物流の情報化等拠点的な整備・運用を進める（本文p.88）」。
- 16) 防災については沿岸域における海岸保全施設の整備（本文p.144）、安全についてはテロに関しての港湾などにおける保安対策の早急な実施（同p.107）についての指摘である。
- 17) 例えば、調査改革部会制度検討委員会の議事録は国土交通省ウェブサイトで公表されていない。
- 18) いずれも国土審議会第11回計画部会（2006（平成18）年8月7日開催）の配布資料による。最新の提言として自由民主党の「海洋構築物等に係わる安全水域の設定等に関する法律案」が示されており、海洋基本法制定に関しては「海洋基本法研究会」が挙げられている。
- 19) 国土交通省国土計画局総合計画課（2005）p.14。

## 参考文献

- (1) 宇於崎泰寛（2006）「海洋・沿岸域の範囲」『沿岸域学会誌』Vol.19 No.1 pp.67-69.
  - (2) 大岡秀哉・小野憲司（2006）「新たな国土計画の新たな視点について」『第33回土木計画学研究発表会・講演集（CD-ROM）』.
  - (3) 海上保安庁（2006）『海上保安レポート2006』国立印刷局.
  - (4) 桑原輝路（2002）『海洋国際法入門』信山社.
  - (5) 国際法学会編（2001）『日本と国際法の100年3海』三省堂.
  - (6) 国土交通省国土計画局総合計画課（2005）「新しい国土形成計画について」『人と国土21』第31巻第4号 pp.10-15.
  - (7) 国土庁編（2000）『国土庁史』ぎょうせい.
  - (8) 今野修平（2006a）「国土形成計画（全国計画）への期待」『人と国土21』第32巻第2号 pp.64-69.
  - (9) 今野修平（2006b）「全総計画における海洋・沿岸域政策の史的考察」『沿岸域学会誌』Vol.19 No.1 pp.4-13.
  - (10) 酒匂敏次（2006）「海洋・沿岸域政策，長期的国際的視点」『沿岸域学会誌』Vol.19 No.1 pp.14-17.
  - (11) 寺島紘士（2006）「長期的な海洋国家日本の将来の姿」『沿岸域学会誌』Vol.19 No.1 pp.18-26.
  - (12) 野々山和宏（2006）「国土形成計画法の概要とその成立過程に関する覚書」『地域計画論考』Vol.5 pp.262-267.
  - (13) 水上千之（2001）「歴史的パースペクティブからみた排他的経済水域」『広島法學』第25巻第1号 pp.1-26.
  - (14) 水上千之（2002）「排他的経済水域と大陸棚の関係」『広島法學』第26巻第1号 pp.1-26.
  - (15) 森地茂（2006）「国土としての海洋沿岸域に期待される役割」『沿岸域学会誌』Vol.19 No.1 pp.27-33.
  - (16) 矢田俊文（1999）『21世紀の国土構造と国土政策』大明堂.
- なお、国土審議会総会及び各部会の議事録・配布資料並びに報告書等は、国土交通省ウェブサイトからPDFファイル等の形で入手した。（<http://www.mlit.go.jp/>）